

【住戸単位の申請の場合】

認定申請する住宅の戸数	手数料(単位:円)
1戸のもの	43,700 (9,000)
2戸以上5戸以内のもの	84,800 (14,500)
6戸以上	118,000 (22,400)

【共同住宅において住棟単位の申請の場合】

共同住宅の総戸数において【住戸単位の申請の場合】に係る手数料の額に下記の手数料を加える

共同住宅の共用部分の面積	手数料(単位:円)
300m ² 以内のもの	129,000 (14,500)
300m ² を超えるもの	213,000 (35,000)

【非住宅建築物の場合】

延べ床面積	手数料(単位:円)
300m ² 以内のもの	288,000 (14,500)
300m ² を超えるもの	457,000 (35,000)

適合証を添付した場合は、()内の金額となります。